

報告第 13 号

処分報告（令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号））の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第 2 条の規定に基づき、次のとおり処分したものであるので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号）の件

令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号）の件

令和 7 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 203 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40, 992, 612 千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表　歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 7 日処分

貝塚市長　酒　井　了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18. 繰入金		3,137,040	203	3,137,243
	2. 基金繰入金	3,103,368	203	3,103,571
歳 入	合 計	40,992,409	203	40,992,612

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 教育費		2,895,963	203	2,896,166
	1. 教育総務費	537,670	203	537,873
歳 出	合 計	40,992,409	203	40,992,612